

社会福祉法人鶴林園

評議員報酬規程

社会福祉法人鶴林園

社会福祉法人鶴林園 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴林園（以下「法人」という。）定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 評議員には、業務に応じた報酬等を支給する。

(報酬等の算定方法)

第3条 評議員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会への出席 日額 10,000円
- (2) 法人業務のための出勤 日額 10,000円

ただし同一日に行われる業務に対しての報酬は、いずれかのみとする

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、役員旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座への振り込みで支払うものとする。

2 算定期間は、当月1日から当月末日までとし、翌月15日に支払うものとする。
なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程による計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。
令和 5年4月1日 一部改正